



# 議会

平成29年 第1回定例会

平成29年第1回定例会が3月8日から16日まで、7日間の会期で開催されました。審議されたのは、平成29年度各会計予算など同意1件、議案28件、承認6件、報告3件で、いずれも原案どおり可決されました。その主な内容についてお知らせします。

## 同意

◆厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任  
厚真町固定資産評価審査委員会委員に、畑嶋賢蔵さん(東和・56歳)を選任し、同意されました。

## 議案

◆平成29年度厚真町各会計予算  
平成29年度一般会計予算は、65億6,500万円、前年度に比べて5億6,100万円の増額(9.3%)になりました。

また、特別会計(国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、簡易水道事業、公共下水道事業)の予算総額は29億5,170万円、前年度と比較すると10億5,960万円減額(△26.4%)しました。  
平成29年度の一般会計と特別会計を合わせた予算総額は95億1,670万円、平成28年度と比べ4億9,860万円の減額(△5.0%)となりました。  
予算などに関する詳細は、広報4月号別冊「平成29年度執行方針と予算」をご覧ください。

◆平成28年度厚真町一般会計補正予算(第14号)  
歳入、歳出それぞれ1億4,558万6千円が追加され、総額で66億2,349万4千円になりました。補正された主なものは次のとおりです。  
・豊共第1地区道管ほ場整備事業  
：5,825万円

・豊共第2地区道管ほ場整備事業  
：7,500万円  
・新町フォーラム線道路整備事業  
：△1億4,964万円  
◆平成28年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
◆平成28年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定補正予算(第3号))

◆平成28年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)  
◆平成28年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

◆厚真町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定

◆厚真町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定

◆厚真町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止

◆厚真町へき地保育所条例の廃止  
◆厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
◆厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

◆厚真町特別職の給与に関する条例の一部改正  
◆厚真町税条例の一部改正  
◆厚真町子ども園の設置及び管理

等に関する条例の一部改正  
◆厚真町国民健康保険条例の一部改正

◆厚真町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
◆債権の放棄

◆町道路線の廃止・認定  
◆特別委員会の設置  
◆厚真町特別職の給与に関する条例の特例条例の制定

◆平成28年度厚真町一般会計補正予算(第15号)

## 承認

◆専決処分(平成28年度厚真町一般会計補正予算(第11、13号)の承認)

## 報告

◆委員会調査報告(交流促進センター「いぶしの湯あつま」調査特別委員会)  
◆所管事務調査報告(各常任委員会)  
◆現金出納例月検査の結果

## 町長行政報告

### ○職員の不適切な事務処理について

介護保険事業および国民健康保険事業における調整交付金に係る過少申請および一部交付申請漏れについてご報告申し上げます。

介護保険制度および国民健康保険制度においては、被保険者にかかる負担軽減のために国から調整交付金が交付されているところでありますが、介護保険事業については平成27年度、平成28年度分の調整交付金申請において、月報測定値の報告ミスを繰り返したことから、年度末の北海道の事務指導の際に判明いたしました。

また、国民健康保険事業においては、平成28年度分の国保保健指導事業に係る特別調整交付金の交付申請を認識不足により行わなかったことから、特別調整交付金の一部が不交付となったものでございます。

ただ今申し上げます2件の不適切な事務処理により、交付を受けることができなかつた調整交付金の総額は、約960万円(国保73万円)を超えることとなります。

介護保険被保険者および国民健康保険被保険者をはじめ、町民各位に多大な損害

害を与えましたことに対して、心から深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

このような単純な事務処理の誤りは、職員としてあってはならないことであります。今回の不適切な事務処理に携わった職員に対しては、相応の処分を行ったところであり、今後は、このような不祥事が起こらないよう担当した職員はもとより、全職員に対し細心の注意を払って事務処理に当たるよう指導の徹底を図ってまいります。

以上調整交付金の過少申請、交付申請漏れに関して報告をさせていただきますが、重ねて町民の皆さまに對し、心からおわび申し上げます。

### ○複合型地域福祉活動拠点施設「まちなか交流館」の指定管理料について

複合型地域福祉活動拠点施設「まちなか交流館」は平成27年4月から、特定非営利活動法人ゆうあいネットワークが運営管理していることとなっております。

先般、指定管理者側から平成28年度の決算見込みと来年度に向けた収支の見通しについて報告があり、①就労継続支援B型の製造品

である豆腐の販売収入およびコミュニティ・カフェの収入が、当初の指定管理計画における平成28年度分収入見込み額を大幅に下回り、多額の収支不足額が出る見込みとなったこと。②当初から指定管理料に係る消費税分を積算していなかったため、平成27年度、平成28年度に係る消費税納付額が赤字になったこと。③収支改善計画の報告となっています。

この報告を受けまして、町としましては、指定管理を行う段階で、当初計画の収支の見通しが甘かったことと、指定管理料に消費税を上乗せしなかったことに認識が不足していたことは、町としても責任があるものと考えております。

この複合型地域福祉活動拠点施設は、障がい者の社会参加や日常生活および社会生活を総合的に支援するための施設であり、またバス待合所や多世代間の交流の場として重要な機能を担っている施設であること認識しておりますので、今後引き続き適正な運営が図られるよう、本定例会に必要な予算措置をさせていただきますところであり、本施設につきましては、平成29年度が指定管理の最終年度ではありますが、当初の計画と実態のかい離を早急に解消させるため、次

年度に向けた実効性の高い事業改善計画書を求め、事業の円滑な運営が図られるようしっかりと指導してまいります。

### ○JR北海道の単独維持困難線区について

JR北海道は、平成28年11月18日、当社単独では維持することが困難な線区について「発表し、本町の生活路線である日高線および室蘭線を含む、輸送密度が2,000人未満の10路線13区間を単独維持困難線区とし、今後代替交通への転換を含む鉄道事業の見直しを行うため、沿線自治体に対し、協議の場の設置について説明を開始しました。

日高線については、平成27年1月の低気圧に伴う高波により一部区間が被災し、現在も台風などによる度重なる被災により、鶴川・様似間が不通となっており、このような状況の中、日高管内沿線7自治体と北海道およびJR北海道で構成する「JR日高線沿線自治体協議会」が平成27年12月に設置され、これまで6回にわたり、日高線の持続的な維持に向けて協議が行われてきました。しかし、JR北海道は、昨年12月21日の説明会で、日高管内沿線7自治体およびむかわ町に対し、日高線の鶴川・様似間の復旧断念とバス等へ転換す

る方針であることを伝え、本年2月18日に改めて日高線沿線自治体協議会で正式に表明したところであり、東胆振においては、定住自立圏を構成する1市4町により「JR北海道の維持困難線区に関する東胆振首長懇談会」を昨年12月15日と本年2月3日に開催し、JR問題に関して今後も情報共有していくことを確認いたしました。

また、3月末には、第3回の東胆振首長懇談会の開催が予定されており、北海道から、鉄道ネットワークキングチームの報告内容を含め、一連のJR問題に対する道の考え方や今後の対応について説明を受けることとなっております。

今後とも町では、JR北海道の単独維持困難線区の問題に対する国や北海道の対応を注視するとともに、東胆振1市4町や北海道をはじめとする関係自治体と連携・協調しながら、日高線および室蘭線の存続に向け最善を尽くしてまいります。